

岐阜地方裁判所本庁の売却スケジュールでは、

令和2年8月4日入札開始分から制度が変わります。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

令和2年8月4日入札開始分※から入札時に
下記の各書面の提出が入札書毎に必要になります。

※農地は令和2年10月6日入札開始分から

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札無効となります (追完不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※提出後の訂正はできません。

住民票

(個人の場合)

資格証明書

(法人の場合)

※入札時に提出がないと入札無効となります (追完不可)。

※法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し (宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

(入札方法に関する問合せ)

岐阜地方裁判所執行官室 ☎058-263-4231

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 6月17日

岐阜地方裁判所

裁判所書記官 尾 藤 賢 二

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 7月 7日 午前 8時30分から 令和 8年 7月14日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 7月21日 午前10時00分 場 所 岐阜地方裁判所不動産売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 8月13日 午前10時30分 場 所 岐阜地方裁判所
特別売却 実施期間	令和 8年 7月28日 午前10時00分から 令和 8年 7月28日 午後 0時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 6月17日から当庁執行係書記官室(1階)に備え置きます。	



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|-----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 美濃加茂市下米田町西脇字深渡 |
| | 地 番 | 123番6 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 194.89平方メートル |
| 2 | 所 在 | 美濃加茂市下米田町西脇字深渡123番地6 |
| | 家屋 番号 | 123番6 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 88.44平方メートル
2階 40.44平方メートル |
| | (現況) | |
| | 床 面 積 | 1階 108.09平方メートル
2階 40.44平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8年 5月13日

岐阜地方裁判所

裁判所書記官 尾 藤 賢 二

-
-
- 1 不動産の表示
【物件番号1, 2】
別紙物件目録記載のとおり

 - 2 売却により成立する法定地上権の概要
なし

 - 3 買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号1, 2】
なし

 - 4 物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号2】
本件所有者が占有している。

 - 5 その他買受けの参考となる事項
なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意



11

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物件目録

- | | | | |
|---|------|----|-----------------------------------|
| 1 | 所 | 在 | 美濃加茂市下米田町西脇字深渡 |
| | 地 | 番 | 123番6 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 194.89平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 美濃加茂市下米田町西脇字深渡123番地6 |
| | 家屋 | 番号 | 123番6 |
| | 種 | 類 | 居宅 |
| | 構 | 造 | 木造瓦葺2階建 |
| | 床 | 面積 | 1階 88.44平方メートル
2階 40.44平方メートル |
| | (現況) | | |
| | 床 | 面積 | 1階 108.09平方メートル
2階 40.44平方メートル |



令和7年(ケ)第155号
令和8年1月27日受理
令和8年3月9日提出

現況調査報告書

岐阜地方裁判所

執行官 恒川 進

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 美濃加茂市下米田町西脇字深渡
地 番 123番6
地 目 宅地
地 積 194.89平方メートル
- 2 所 在 美濃加茂市下米田町西脇字深渡123番地6
家屋番号 123番6
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床面積 1階 88.44平方メートル
2階 40.44平方メートル

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
<p>■破産管財人 弁護士B</p>	<p>1 私は、物件1, 2土地建物(以下「本件物件」という。)の所有者Aの破産管財人です。</p> <p>2 本件物件は、私が管理業務の一環として管理しています。</p> <p>3 本件物件は現時点では破産財団から放棄はしていません。</p>
<p>■A(所有者)</p>	<p>1 物件2建物には私が居住しています。物件2建物は第三者に貸している部分はないです。</p> <p>2 物件2建物の1階北東側は増築部分で昭和57年頃に増築しました。</p> <p>3 物件2建物は、築45年位になりますので建物全体の経年劣化が酷いです。また、同建物内で猫を1匹飼っていました。</p> <p>4 物件2建物の屋根の上には熱水器があります。</p> <p>5 物件1土地は、境界で問題になったことはありません。</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

-
- 1 本件物件の状況は、別紙土地建物位置関係図、建物間取図及び添付写真のとおりであり、物件1土地の概ね北西側及び北東側が、それぞれ道路に接しており、同土地に物件2建物が建てられている。なお、物件1土地には、土地定着性の認められない物置（動産）が存在する。また、同土地に電柱が1本存在する。
 - 2 物件2建物は、関係人の陳述及び現認した状況から、破産管財人が管理業務の一環として管理し、所有者が居宅として占有している。第三者が占有する徴表は認められない。
 - 3 物件2建物は築年数から建物全体が老朽化し酷い状態であり、キッチンはペットボトルが山積みされており、また各部屋には荷物が所狭しと置いてあるため床や壁を確認できない箇所があった。同建物を改修して通常使用することは極めて困難であるものと思料する。
 - 4 物件2建物の屋根の上には熱水器が設置されている。(写真15参照)
 - 5 物件2建物内に次の損傷箇所を確認できた。
 - (1) 1階南西側の和室の床や壁に損傷箇所を確認できた(写真12参照)。
 - (2) 1階廊下に損傷箇所を確認できた(写真13参照)。
 - 6 物件1土地の境界については、同土地に関する地積測量図が存在すること、関係人の陳述及びその他現認した同土地の形状、隣地や道路との境界付近の状況から、概ね明らかになっているものと思料する。
 - 7 他に占有権原を推認し得る資料は見当たらなかった。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年1月28日(水) 14:20-14:30	岐阜地方法務局	公函等の写し, 土地建物登記事項証明書申請
8年1月29日(木) 14:50-15:05	目的物件所在地	目的物件確認, 調査, 外観写真撮影
8年3月2日(月) 9:40-10:25	目的物件所在地	目的物件確認, 調査 室内立入調査・写真撮影(評価人同行) 所有者から事情聴取
8年3月9日(月) 9:05-9:10	当庁執行官室	破産管財人Bより電話にて事情聴取
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 破産管財人より鍵を借用し, 同人の了解を得て目的物件に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人 を立ち会わせ, 解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> <p><input type="checkbox"/></p>		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図(概略)

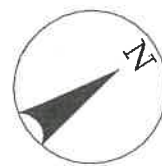
(現況と異なる場合、現況、優先)



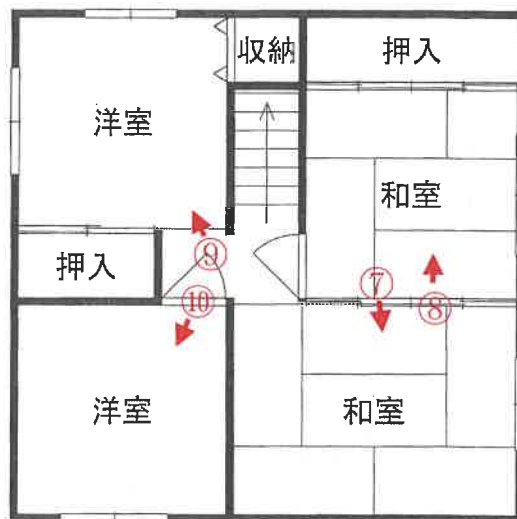
←○は写真撮影位置・方向

建物間取図(概略)

(現況と異なる場合、現況、優先)



二階平面図



一階平面図



←○は写真撮影位置・方向

未登記増築部分

写真1

物件2建物

電柱



物件1土地

写真2

物件2建物

1階室内



写真3

物件2建物

1階室内



写真4

物件2建物

1階室内



写真5

物件2建物

1階室内



写真6

物件2建物

1階室内



写真7

物件2建物

2階室内



写真8

物件2建物

2階室内



写真9

物件2建物

2階室内



写真10

物件2建物

2階室内



写真 1 1

物件 2 建物 1 階未登記増築部分



写真 1 2

物件 2 建物

2階室内



写真1 3

物件2建物1階廊下部分の損傷箇所



写真1 4

物件2建物1階未登記増築部分



写真15

物件2建物の屋根に設置された熱温水器



令和 7 年 (ケ) 第 155 号

令和8年3月2日 現地調査

令和8年3月13日 評 価

岐阜地方裁判所 御中

評 価 書

整理番号

キ第 8 1 6 4 号

発行日付

令和8年3月16日

評 価 人

不動産鑑定士

牧 野 信 人

第1 評価額

一括価格	
金 1,560,000 円	
物件番号	内訳価格
物件1 (土地)	金 860,000 円
物件2 (建物)	金 700,000 円

- 1 一括価格は、物件[1~2]の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件[1]の内訳価格は、物件[2]のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件[2]の価格は、当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は目視可能な部分に限定され、物件に関する情報提供の内容も民事執行法58条4項に定める場合を除いて、公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況	
1	所在	美濃加茂市下米田町西脇字深渡	概ね左記に同じ。	
	地番	1 2 3 番 6		
	地目	宅地		
	地積	194.89m ²		
2	所在	美濃加茂市下米田町西脇字深渡 1 2 3 番地 6	概ね左記に同じ。	
	家屋番号	1 2 3 番 6		
	種類	居宅		
	構造	木造瓦葺 2 階建		
	床面積	1 階	88.44m ²	約 108.09m ²
		2 階	40.44m ²	40.44m ²
延面積		128.88m ²	約 148.53m ²	
番号	特記事項			
2	未登記増築部分の面積は市役所発行の「公課証明書」数量(19.65m ²)を採用する。よって、一階の面積は、88.44m ² (公簿面積)+19.65m ² で、108.09m ² となる。			

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等 物件 1

位置・交通	(会社名)	(線名)	(駅・停名)	(方位)	(直線距離)
※交通施設の方位は、施設からの方角で八方位表示である。	J R	高山線	古井	北東方	750m
	あい愛バス	—	深渡公民館	西方	70m
付 近 の 状 況	美濃加茂市郊外の、一般住宅等が建ち並ぶ既成住宅地域である。				
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都 市 計 画 区 分		非線引都市計画区域		
	用 途 地 域		用途地域指定無し		
	指 定 建 ぺ い 率		60%		
	指 定 容 積 率		200%		
	防 火 規 制		防火・準防火なし		
そ の 他 の 規 制		特になし			
画 地 条 件	地 積		194.89㎡		
	間 口		約11m		
	奥 行		約19m		
	形 状		略台形（「地積測量図」等参照）		
接 面 道 路 の 状 況	北東側で幅員約5m程度の舗装道路(美濃加茂市道：西脇240号線)に、北西側で幅員約4m程度の舗装道路(位置指定道路：中建第10-21号・昭和54年9月28日)にそれぞれ等高に接面する角地である。				
土地の利用状況等	物件2建物(未登記増築部分を含む)及び物置(動産)の敷地として利用されている。また、電柱一基も見られる。空地も草木等が生い茂り、歩行は困難な状況にある。				
供 給 処 理 施 設	上水道	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 引込可 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明 (特記事項のとおり)			
	ガス配管	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 引込可 <input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明 (特記事項のとおり)			
	下水道	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> 引込可 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明 (特記事項のとおり)			
<p>* 駅及びバス停…直線距離については、誤差が存することに注意されたい。また、バス停は、運行本数の縮小及びバス停の廃止等並びに運営主体の変更等があることに注意されたい。</p> <p>* 供給処理施設…下水道の本管が前面道路内に埋設されているが、宅地内に引込がなく、その使用の履歴もない。よって、上記表記は「<input checked="" type="checkbox"/>引込可」とした。いずれにしても、調査時点(市役所調査日：令和8年2月2日)のことであり、競売実施時点で変更がある場合があることに注意されたい。</p> <p>* 埋蔵文化財…美濃加茂市教育委員会からの聴取によれば、物件1土地は周知の埋蔵文化財包蔵地には該当しない。ただし、物件1土地の周辺では周知の埋蔵文化財包蔵地(深渡C地点遺跡)が認められる。</p>					

特 記 事 項

将来的に造成等土木工事等から文化財等の存在がないとは言い切れない。その際の発掘調査その他の手続きについては、美濃加茂市教育委員会に照会されたい。

*土壌等汚染等…所有者から親族が、かつて、物件1土地及びその周辺で、クリーニング業を営んでいたこと(物件2建物にクリーニングの表記の看板有：別紙「写真」①及び④参照)、特に物件2建物の未登記増築部分は、クリーニング業の作業場であったこと等を確認した。また、物件1土地の周辺地番で、水質汚濁防止法により定められた特定施設(別表67号：洗たく業の用に供する洗浄施設)について、所有者の親族名での届出を関係機関で確認した。(但し、物件1土地自体に届出はない。)。よって、通常の居宅よりも、土壌汚染への注意は必要であると考え。

*深渡川…隣接深渡川は一級河川であるが、河川保全区域の指定はない。

2 建物の概況及び利用状況 物件 2

区 分		
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日 (登記記載)	昭和56年10月1日
	経過年数	約44年
	経済的残存耐用年数	一年
仕 様	構 造	木造
	屋 根	瓦葺
	外 壁	亜鉛メッキ鋼板
	内 壁	繊維壁等
	天 井	合板等
	床	畳、フロアリング等
	設 備	電気・給排水・衛生等
	そ の 他	特になし
床面積(現況)	現 況	148.53㎡
	増改築の有無	物件2の約一年後、増築(所有者からの聴聞)
現況用途等	階 層	2階建
	現 況 用 途	居宅
	間 取 り	別紙「建物間取図(概略)」のとおり
建物の品等	総 合	劣る
	使 用 資 材	劣る
	施 工	劣る
保守管理の状態		劣る
建物の利用状況		別冊「現況調査報告書」記載のとおり
特 記 事 項		<p>*アスベストの吹付け等は、その規制について段階的に厳しくなってきた経緯があり、建築時期等から、そのリスクは少ないと推認される。ただし、アスベストの建材使用については、専門機関の検査を実施しておらず、不明で、健康被害及び解体時の割増費用等の発生があることを注意されたい。</p> <p>*建物調査は、目視を前提としており、床下等のシロアリ被害等の有無は、未調査であるため、不明である。</p> <p>*建物の耐震性については、新耐震基準(昭和56年6月1日)直後の建築である。</p> <p>*建具は全体的に不具合で、動物の糞が散乱し、二階の床に軋みある等、建物全体は居住には不適な状態にある。</p>

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1 (土地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件番号	標準画地価格 (円/㎡)	個別格差	地積 (㎡)	建付減価	建付地価格 (円)
	ア	イ	ウ	エ	千円未満四捨五入 ア×イ×ウ×エ=オ
1	20,500	0.873	194.89	0.90	3,139,000

ア 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

地価公示 美濃加茂-6

公示価格等	時点修正	標準化補正	地域格差	標準価格
18,100 (円/㎡)	99.7 × 100.0	100.0 × 99.0	100.0 × 89.0	= 20,500 (円/㎡)

◇時点修正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正 : 公示地等と標準画地との要因格差である。

◇地域格差 : 地価水準に係る要因格差である。

イ 個別格差 : 目的土地と標準画地との要因格差である。

(形状)	(角地)	(方位)	(地盤等)	相乗計
-7%	2%	0%	-8%	87.3%

ウ 地積 : 登記数量による。

エ 建付減価 : 建物と敷地の適応の状態等を考慮。

② 物件 2 (建 物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物 件 番 号	再調達原価 (円/㎡)	現況延床面積 (㎡)	現価率	建物の価格 (円)
	ア	イ	ウ	千円未満四捨五入 ア×イ×ウ=エ
2	125,000	148.53	3%	557,000
償却後残価率	定率法現価率	定額法現価率	観察法現価率	採用現価率
2.00%	3.00%	3.00%	3%	3%
経過年数	44年	経済的残存耐用年数	0年	

ア 再調達原価：標準的な再建築費（単価）である。

イ 延床面積：登記事項証明書記載延床面積+未登記増築部分(19.65㎡)

ウ 現価率：定率法現価率＝残価率[累乗]（経過年数/経済的耐用年数）

定額法現価率＝1-(1-残価率)×(経過年数/経済的耐用年数)

観察法現価率＝対象不動産の機能、維持管理、補修状況等を実態調査の上で判定する

定額法現価率＝1-(1-残価率)×(経過年数/経済的耐用年数)

物件2(未登記増築部分を含む)は耐用年数満了しており、残価程度と判断した

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権価格等を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円)	土地利用権等割合		土地利用権等価格 (円)
	ア	イ		千円未満四捨五入 ア×イ=ウ
1	3,139,000	0.35	法定地上権	1,099,000

イ. 土地利用権等を法定地上権を判定し、その割合を35%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円)	土地利用権等価格 の控除及び加 算 (円)	占有 減価修正	市場性 修正	競売市場 修正	評価額 (円)
	ア (1①オ、1② エ)	イ (2①ウ)	ウ	エ	オ	万円未満四捨五入 (ア+イ)×ウ×エ× オ
1	3,139,000	-1,099,000		70.0%	60.0%	860,000
2	557,000	1,099,000	100.0%	70.0%	60.0%	700,000
一括価格 (合計)						1,560,000

ウ. 本件においては、占有に基づく減価の必要性は認められない。

エ. 土壌汚染の可能性、居住には困難な建物であること等、市場性減価を施した。

オ. 第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

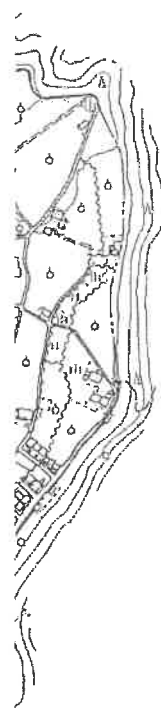
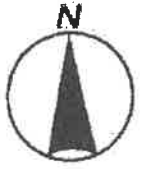
地価公示	美濃加茂一 6
(所 在)	美濃加茂市下米田町東栃井字石倉 1 8 4 番 3
(価 格)	18,100 円/m ²
(位 置)	古井駅 2.9 k m
(価格時点)	令和7年7月1日
(地 積)	378 m ²
(供給処理)	水道、下水
(接面街路)	西 3.3m 市道
(用途指定等)	非線引都市計画区域 無指定地域 (建ぺい率60%, 容積率200%)
(地域の概要)	農地の中に一般住宅が散在する住宅地域

第7 附属資料

- 1 目的物件等の位置図
- 2 公図写・地積測量図・建物図面写
- 3 土地建物位置関係図 (概略)
- 4 建物間取図 (概略)
- 5 写真

以 上

加 茂 郡
川 辺 町



基準地

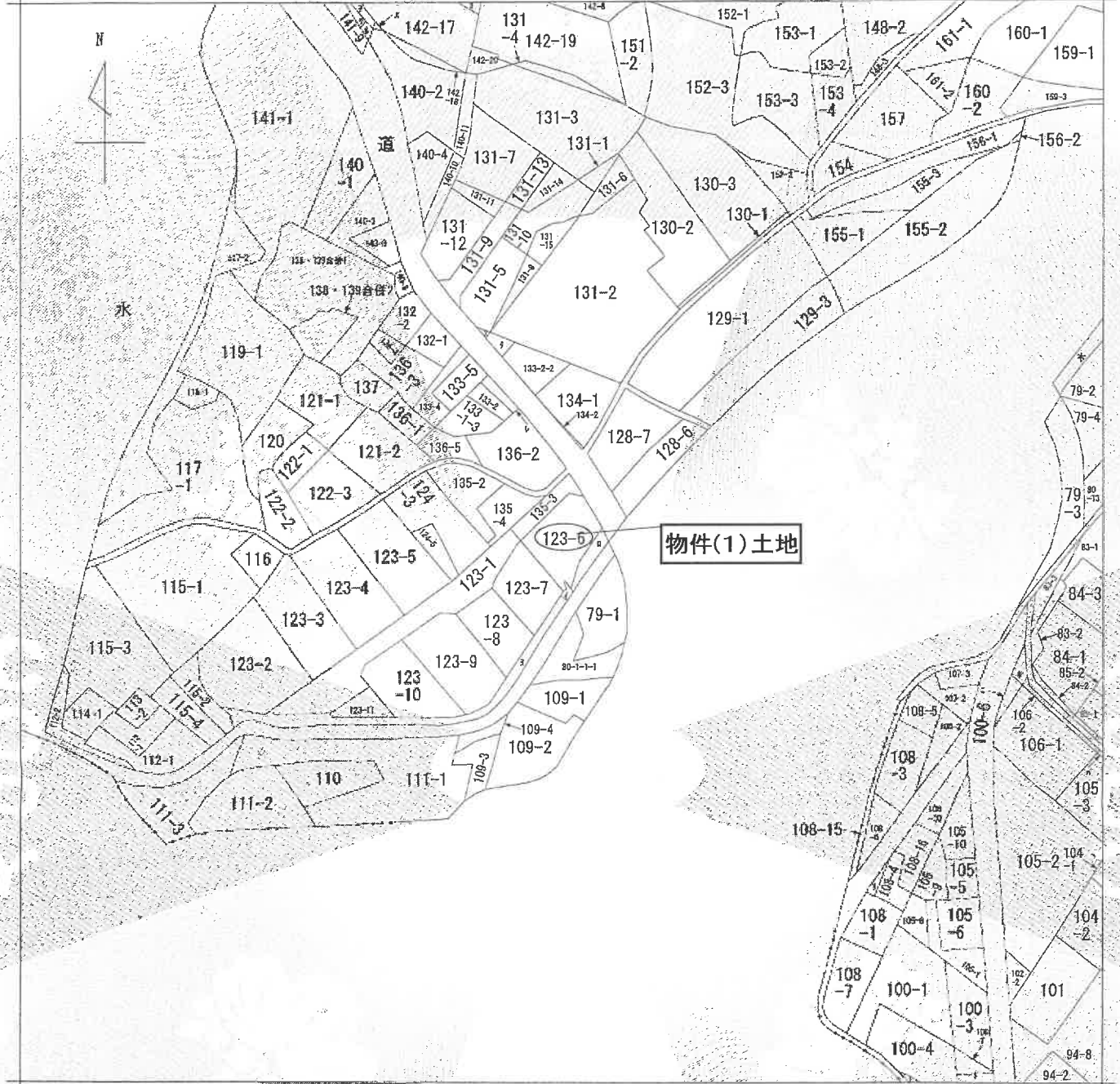
目的物件

目的物件等の位置図

1
10,000



イ 123-13 105-7 107-5 100-2 108-14 141-12
 ウ 123-14 ニ 107-1 ハ 83-3 ト 100-5 リ 140-12 ヌ つづく



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部分	所在	美濃加茂市下米田町西脇字深渡			地番	123番6		
出力縮尺	1/1000	精度区分	座標系 番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	備付年月日 (原図)			補記事項				

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(岐阜地方方法務局美濃加茂支局管轄)

令和8年1月28日

岐阜地方方法務局多治見支局

登記官

A4版に縮小

公図写

公用

請求番号：15-1
(1/2)

登記年月日：昭和62年1月12日

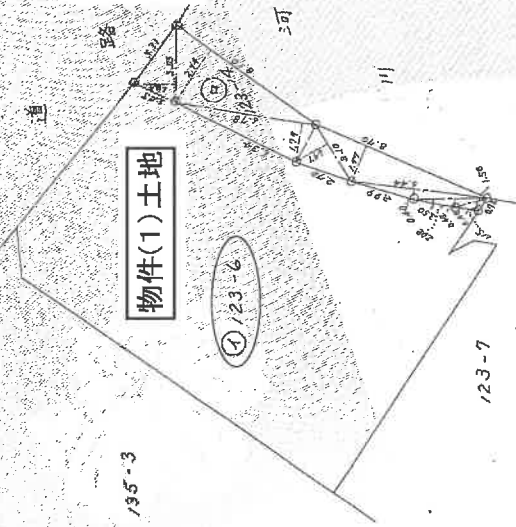
524258

前 123-6 後 新

地 番 123-6
123-14

土地所別位置

土地の所在 美濃加茂市下米田町西脇字深渡



① 求 積 123-14

1.58 x 0.48	=	0.7584
3.50 x 0.42	=	1.4700
6.44 x 0.40	=	2.5760
8.70 x 1.77	=	15.3990
6.70 x 1.87	=	5.1700
8.10 x 2.94	=	12.1362
3.55 x 1.88	=	23.8140
計 積		58.0046
		34.0023

② 換地計算 123-6
228.90-34.0023 = 194.8977

地 積
① 194.8977 ㎡
② 34.0023 ㎡

境界杭の種類
○ 木 杭
1562 1.29

縮 尺 1/250 ㎞

A4版に縮小

申請人

(昭和61年6月27日作製)

作製者

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
(岐阜地方事務所美濃加茂支局管轄)
令和8年1月28日 岐阜地方事務所美濃加茂支局 登記官

公用

請求番号：15-2

登記年月日：昭和57年6月18日

416547 各階平面図



求積
 1 11.82 × 6.36 = 75.1572
 2.78 × 8.04 = 8.2992
 5.46 × 0.91 = 4.9686
 計 88.4480 ㎡

2階

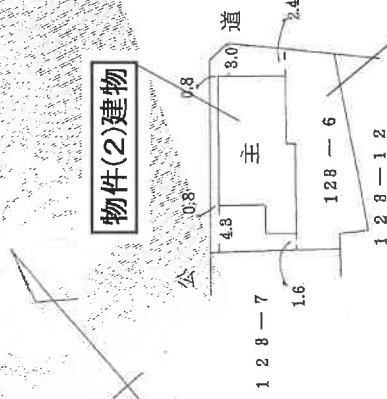


求積
 6.36 × 6.36 = 40.4496 ㎡
 床面積主 / 階 88.44 ㎡
 2階 40.44 ㎡

建物各階平面図

家屋番号 128-6

建物の所在 美濃加茂市下米田町西脇字深渡128番地6



A4版に縮小

57.6.18

作製者	縮尺 1/250	申請人
	縮尺 1/500	

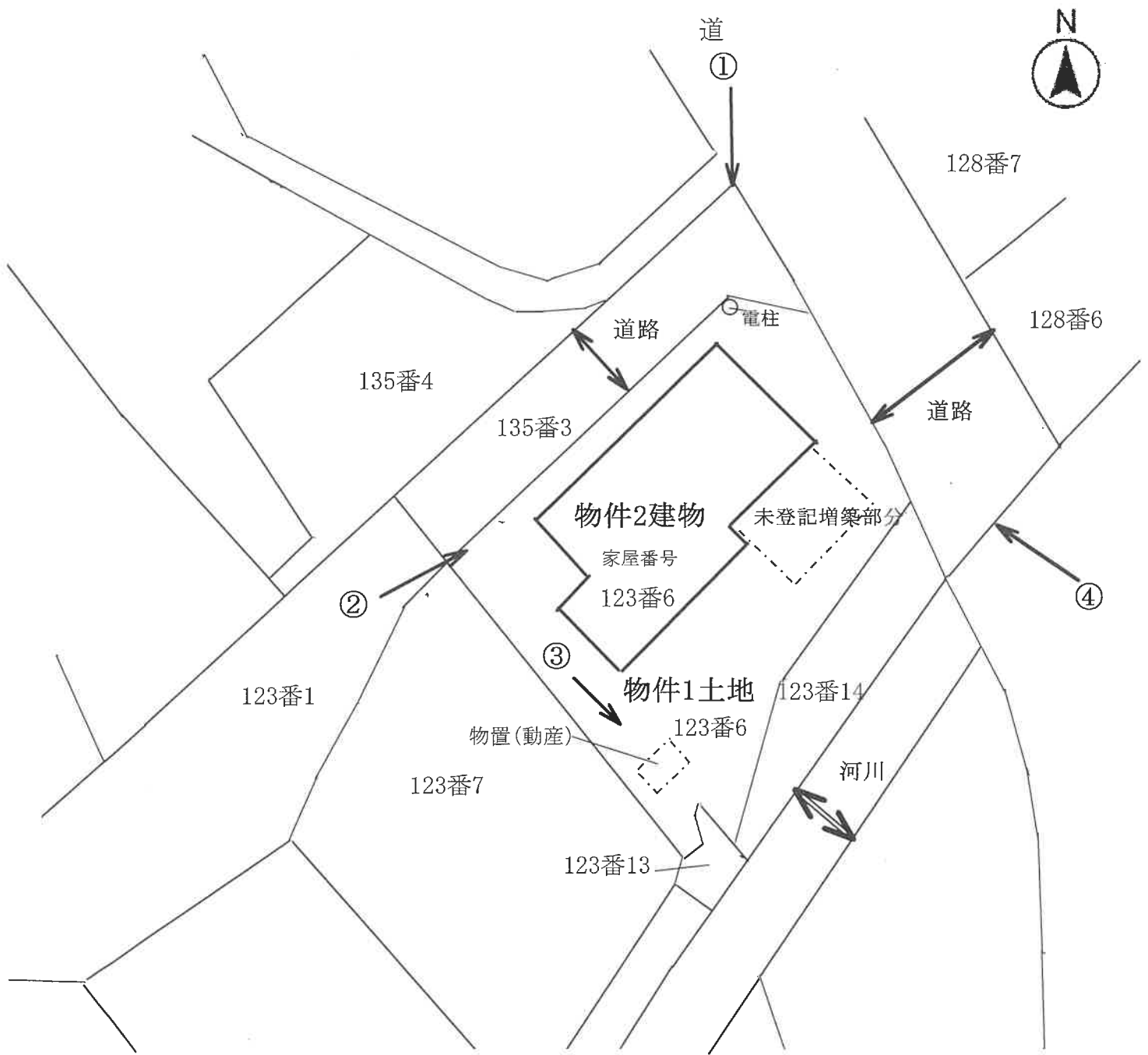
(岐阜県土地家屋調査士会)

公用

これは図面に記載されている内容を基にした書面である。
 (岐阜地方事務所美濃加茂支局管理)
 令和8年1月28日 岐阜地方事務所美濃加茂支局 登記官

土地建物位置関係図(概略)

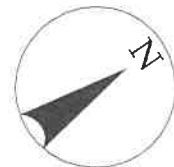
(現況と異なる場合、現況、優先)



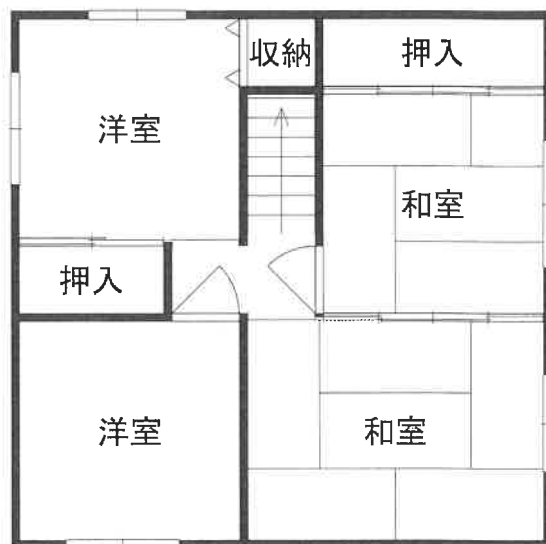
丸数字は写真撮影方向を示す

建物間取図(概略)

(現況と異なる場合、現況、優先)



二階平面図



一階平面図





物件1土地

(北方から撮影)



物件1土地

(南西方から撮影)

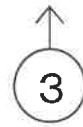


物置(動産)



物件1土地

(北西方から撮影)



未登記増築部分

物件2建物



物件1土地

(南東方から撮影)

